

議案第167号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条第3項及び第4項の規定により同意することの議決を求める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

平成25年12月25日付け建土道計第1000号をもって同意のあった埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

4中「平成62年9月30日」を「平成77年9月30日」に改める。